



鹿嶋市公共下水道事業

よみがえる水

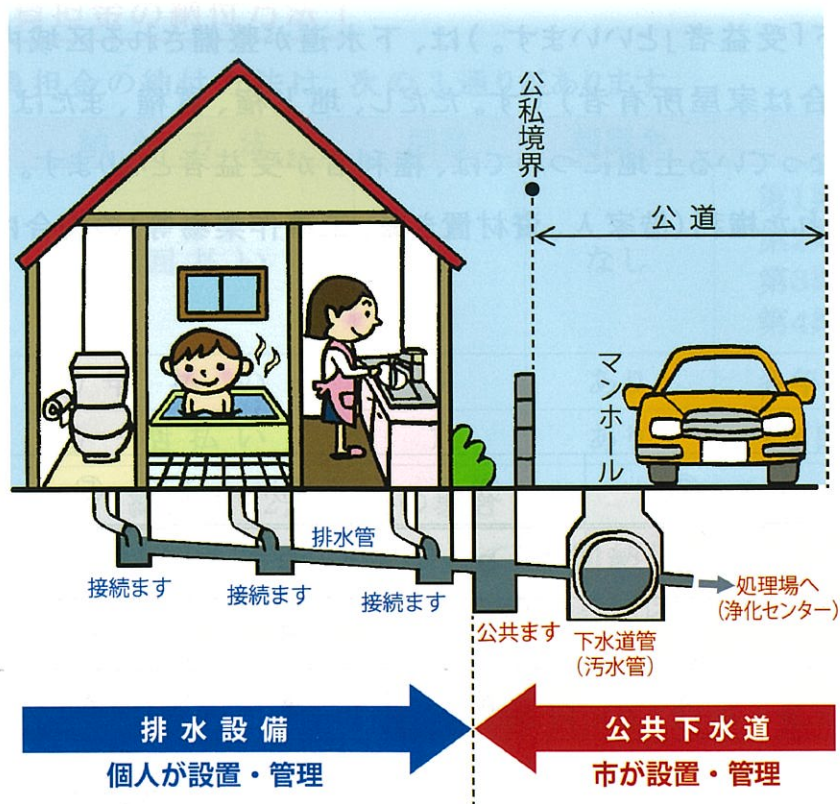
鹿嶋市役所 都市整備部 下水道課

下水道って何だろう

私たちは快適な生活を送るために、たくさんの水を使います。ここで使われた水がそのまま流すと、家のまわりにたまり、悪臭や虫が発生するなどして私たちの生活環境を悪くします。また、海や川を汚し、きれいな水が手に入りにくくなってしまいます。

下水道は、私たちが使った水をきれいにし、海や川にもどすための施設です。

下水道は、図のように家庭のトイレ、風呂、台所などの汚れた水を下水道管(汚水管)で処理場(浄化センター)に集めてきれいにし、海や川にもどす施設全体をいいます。



排水設備

トイレ、風呂、台所からの汚水を下水道管に流すために必要な排水管や接続ますのことで個人が設置管理します。

公共ます

トイレ、風呂、台所からの汚水を1箇所を集め下水道管に流すためのますで市の費用で設置します。

下水道管(汚水管)

汚水を流す地下に埋設された管渠をいいます。

処理場(浄化センター)

集められた汚水をきれいな水にするための施設です。

鹿嶋市の下水道は、単独公共下水道で、雨水と汚水を分けて処理する分流式の排除方式を採用しています。

受益者負担金制度とは

下水道を整備するためにはたくさんの費用がかかります。この費用は、国からの補助金や借入金および市費と今回頂く受益者負担金でまかなわれます。

鹿嶋市では、下水道が整備される地域が限定されます。このため、整備費用を多額の税金でまかなうと下水道の恩恵を受けない人たちまで負担をかけることになり、公平を欠くこととなります。

そこで、下水道整備区域内の方々に整備費用の一部をご負担頂き、負担の公平を図ろうというのが都市計画法に基づく「受益者負担金」の制度です。

負担金を納めて頂く方は

負担金を納めて頂く方(以下「受益者」といいます。)は、下水道が整備される区域内の土地所有者(家屋がある場合は家屋所有者)です。ただし、地上権、質権、または、賃貸借等による権利の目的となっている土地については、権利者が受益者となります。なお、一時使用のために設定された権利(借家人、資材置き場、工事作業場等)の場合は受益者とはなりません。

<例>

	①	②	③	④	⑤
居住者	A	B	B	C	-
家屋所有者	A	B	A	B	-
土地所有者	A	A	A	A	A

<受益者>

- ① Aの土地にAが家建て住んでいる場合 A
- ② Aの土地を借りてBが家建て住んでいる場合 B
- ③ Aの土地にAが家建て、Bに貸している場合 A
- ④ Aの土地を借りてBが家建て、Cに貸している場合 B
- ⑤ 現在建物が建っていない場合(農地、山林、雑地等) A

負担金の算出方法

鹿嶋市では、土地1㎡当たりの負担金を250円と定めています。下水道整備区域になると、区域内にあるすべての土地は負担金を収めて頂く対象となります。(徴収猶予、減免基準については5頁をご参照ください。)

なお、負担金の算定基準となる土地の面積は、公簿面積(登記された面積)です。

<例>

- ① 宅地 330 ㎡の場合 $250 \text{ 円} \times 330 \text{ ㎡} = 82,500 \text{ 円}$
- ② 農地等 330 ㎡の場合 $250 \text{ 円} \times 330 \text{ ㎡} = 82,500 \text{ 円}$ (ただし、全額徴収猶予)

※農地等の宅地以外の土地については、宅地化されるまでの間、負担金の徴収が全額猶予されます。この場合、負担金は宅地化した際に一括納付して頂きます。



負担金の納付方法

負担金の納付方法は、次の3通りがあります。

納付方法	回数	報奨金	納期
① 20回払い	20	なし	第1期 5月16日 ~ 5月末日 第2期 8月16日 ~ 8月末日 第3期 11月16日 ~ 11月末日 第4期 2月16日 ~ 2月末日
② 年払い	5	あり	各年の 5月16日 ~ 5月末日
③ 一括払い	1	あり	1年目の 5月16日 ~ 5月末日

<例> 総額で82,500円の場合

- ① 20回払い(1年を4期に分けて5年間納付。)

1年目第1期に4,600円を納付し、それ以降は4,100円を納付。

- ② 年払い(各年第1期に1年分をまとめて納付。)

※報奨金は2回目以降の $4,100 \text{ 円} \times 0.12$ (年8% \times 18ヶ月 \div 12ヶ月)

1年目 $16,900 \text{ 円} - 492 \text{ 円 (報奨金)} = 16,408 \text{ 円}$

2年目以降 $16,400 \text{ 円} - 492 \text{ 円 (報奨金)} = 15,908 \text{ 円}$

- ③ 一括払い(1年目の第1期に全額納付。)

※報奨金は2回目以降の $4,100 \text{ 円} \times 3.8$ (年8% \times 570ヶ月 \div 12ヶ月)

$82,500 \text{ 円} - 15,580 \text{ 円 (報奨金)} = 66,920 \text{ 円}$

【注意】

負担金の徴収が猶予された土地については、宅地化した際に一括納付して頂きますが、この際報奨金は交付されません。

手続きの仕方

下水道が整備される区域内の土地所有者(家屋がある場合は家屋所有者)の方に、「下水道事業受益者申告書」をお送りします。あらかじめ内容が記載されておりますので、よくご確認のうえ必要事項を書き加えてご提出ください。

徴収猶予や減免の対象となるか、「徴収猶予基準」や「減免基準」をご確認ください。農地等の宅地以外の土地については、宅地化されるまでの間、負担金の徴収が全額猶予されます。

ご提出頂いた申告書の内容をもとに納付書を送付致します。

◆農地等の宅地以外の土地で、徴収猶予を受けずに負担金を納付したい場合

「下水道事業受益者負担金徴収猶予適用除外届出書」を申告書と一緒にご提出ください。

この届出書の提出により、宅地化前であっても前頁の①から③までの納付方法でお納め頂くことができます。農地等の宅地以外の土地で、一括納付により報奨金の交付を受けたい場合や負担金を分割で納めたい場合は、この届出書をご提出ください。

◆受益者となる方が変更となった場合

「下水道事業受益者変更申告書」をご提出ください。

以後の負担金は、新受益者が負担することになります。この申告書の提出がないと、売買等で受益者が変更となった場合でも、従前の所有者が受益者負担金を完納しなければなりません。

◆住所の変更があった場合

「下水道事業受益者負担金住所等変更申告書」をご提出ください。



負担金の徴収猶予と減免について

●下水道事業受益者負担金徴収猶予基準

該当条件	徴収猶予区分	徴収猶予期間	摘要
条例 第8条 第1号	係争地	受益者の決定の日まで	
	農地等(田、畑、山林、原野等の現況にある土地)	宅地として利用するまでの期間	
	その他状況に応じ猶予する必要があると認められる土地	3年以内。ただし市長が特に認めた場合は延長することができる。	
条例 第8条 第2号	個人所有の宅地で、自ら使用しており地積が1,500㎡以上ある土地(ただし、営利を目的とした土地は除く。)	分筆し、宅地として利用するまでの期間	徴収猶予は、1,500㎡を超えた分
条例 第8条 第2号	災害等により負担金を納付することが困難であると認められる受益者	3年以内。ただし市長が特に認めた場合は延長することができる。	

●下水道事業受益者負担金減免基準

該当条件	減免の対象となる土地	減免率(%)	
条例 第9条 第1項	国又は地方公共団体が、公共の用に供している土地	1) 道路 2) 公園 3) 広場 4) 下水道敷	100 100 100 100
	1.市が所有又は使用している土地	1) 学校用地	75
		2) 社会福祉施設用地	75
		3) 図書館・市民会館・公民館・体育施設・その他これに準ずる施設	75
4) 一般庁舎用地		50	
5) 公務員宿舍用地		25	
6) 公営住宅の敷地		0	
7) 普通財産である土地		0	
2.県が所有又は使用している土地	1) 学校用地	75	
	2) 社会福祉施設用地	75	
	3) 文化・体育施設、その他これに準ずる施設	75	
	4) 一般庁舎用地	50	
	5) 公務員宿舍用地	25	
	6) 公営住宅の敷地	0	
	7) 普通財産である土地	0	
3.国が所有又は使用している土地	1) 国立学校用地	75	
	2) 国立社会福祉施設用地	75	
	3) 警察法務収容施設用地	75	
	4) 一般庁舎用地	50	
	5) 国家公務員宿舍用地	25	
	6) 普通財産である土地	0	
条例 第9条 第2項第2号	市が所有又は使用している企業財産用地	25	
	県が所有又は使用している企業財産用地	25	
	国が所有又は使用している企業財産用地	25	
条例 第9条 第2項第3号	1.生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けているものが所有又は使用する土地	100	
	2.前項に準ずると認められる者が所有又は使用する土地	100	
条例 第9条 第2項第4号	1.一般公衆の用に供している土地	100	
	2.私営鉄道用地	1) 踏切	100
		2) 軌道	50
		3) 駅舎・プラットホーム	25
		4) 私営鉄道本来の事業の用に供しない土地	0
	3.私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人が設置するもので教育の目的に使用している土地	75	
	4.宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する神社・寺院・教会等の宗教法人が本来の目的のために使用する土地及びこれに類する土地	1) 墓地(私有墓地を含む)納骨堂の敷地	100
		2) 境内地	50
		3) 宗教法人本来の目的以外に使用する土地	0
	5.社会福祉事業法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する事業で、社会福祉法人が経営する施設の土地	75	
	6.消防団が所有又は使用する消防用備品等を格納する土地	100	
7.自治会などが所有又は集会所の敷地、その他これに類する土地	75		
8.宅地化が不可能と認められた崖地等	100		
9.その他状況に応じ減免する必要があると認められる土地	市長が定める率		

下水道が完成すると

家庭のトイレ、風呂、台所からの汚れた水を下水道に流せるようになるため、家のまわりに汚れた水がたまることがなくなり、清潔で住み良い環境の街になります。また、海や河川を汚すこともありません。このため、下水道処理区域になると、汲み取り式トイレは3年以内に、し尿浄化槽のあるトイレは速やかに公共下水道に接続して頂くようになります。

(下水道法第10条、下水道法第11条の3)

排水設備を設置しましょう

下水道処理区域になると、区域内の家屋所有者は速やかに排水設備を設置しなければなりません。排水設備が設置されると、トイレ、風呂、台所などからの汚水を下水道へ流せるようになります。

(下水道法第10条)

工事の申込は指定工事店へ

鹿嶋市では、排水設備の設置や水洗便所改造工事を安心して行って頂けるよう、「鹿嶋市排水設備指定工事店」を定めています。

「排水設備指定工事店」は、適正な工事を行うのに必要な知識や技術を有しているとともに、工事に必要な諸手続きを代行してくれます。

「排水設備指定工事店」以外で工事を行うと無資格工事となり、やり直しや罰則が課せられますのでご注意ください。



水洗便所改造資金の助成

汲み取り式トイレ又はし尿浄化槽のあるトイレを下水道に接続する際、鹿嶋市では工事資金の助成を行っています。

助成の対象は、供用開始公告後3年以内に改造工事をし下水道に接続された方で、法人等は除かれます。また、下水道処理区域内の建物の所有者または占有者で、下水道事業受益者負担金や市税を滞納していない方です。

【助成の内容】

助成金の交付又は融資斡旋(銀行利子の市負担)のどちらかをお選びください。

① 助成金の交付

助成金 50,000円

② 融資斡旋

限度額は1世帯の改造工事につき300,000円までです。

額は、排水設備計画確認に基づき市で算定します。

融資斡旋額の返済は、融資を受けた月の翌月から36ヶ月以内です。

利息は立て替えて頂きますが、市で全額お支払します。

(この際、本人から年度分の請求をご提出して頂きます。)



浄化槽転用雨水貯留施設助成制度

下水道に接続することにより不用となる『浄化槽』を『雨水貯留施設』に転用するための改造工事費の一部を補助します。

【助成の内容】

浄化槽転用雨水貯留施設工事費補助金の交付

工事費の3分の2以内の額とし、100,000円を限度とします。

※水洗便所改造資金の助成と併用してご利用頂けます。

※上記制度はすべて、排水設備確認申請書と同時に申請してください。

下水道使用料とは

下水道が使用できるようになると、使用者の方から下水道使用料を頂くこととなります。頂いた使用料は、処理場や下水道管の清掃、補修など施設の維持管理費に充てられます。

使用料の算定は

下水道使用料は、原則として使用水量に基づいて決められます。上水道を使用されている場合は上水道の量水器の検針値をもとに、井戸水(地下水)を使用されている場合は市で設置する計量器の検針値をもとに算出します。

使用水	家事用	営業用	納付方法
水道水	使用水量	使用水量	納付書又は口座振替
井戸水(地下水)	使用水量(計量器設置)	使用水量(計量器設置)	
水道水、井戸水併用	水道と井戸のどちらか多い方の使用水量	水道と井戸の両方の使用水量	

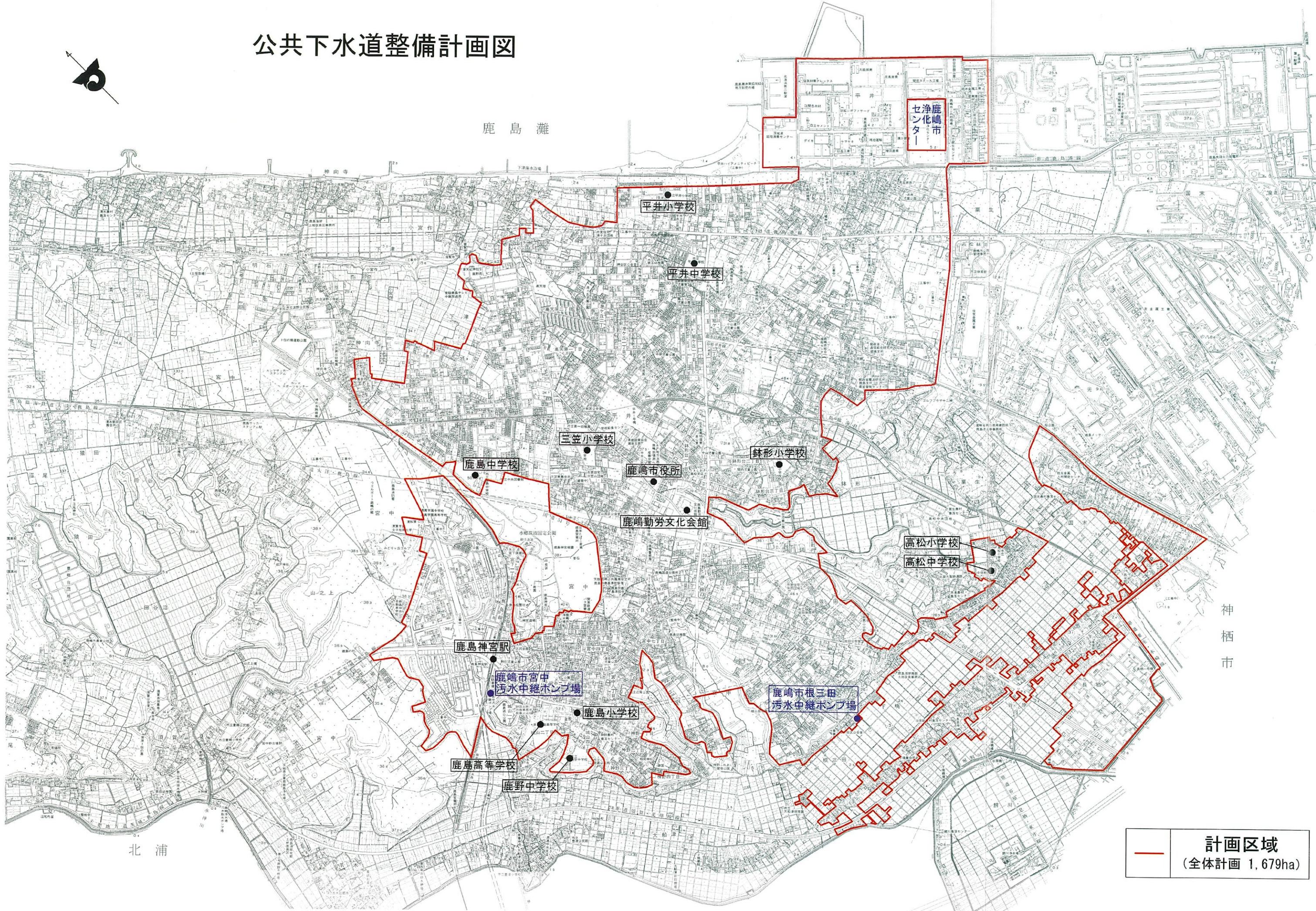
※井戸水(地下水)使用の方で、使用人数により使用水量の認定を行っているご家庭は、人数の増減があった際は下水道課までお知らせください。

※下水道使用料のお支払は口座振替が大変便利ですので、ぜひご利用ください。



公共下水道整備計画図

鹿島灘



神栖市

北浦

— 計画区域
(全体計画 1,679ha)

問い合わせ先

鹿嶋市役所 都市整備部 下水道課

TEL 0299-82-2911

内線441~443

E-mail gesui2@city.ibaraki-kashima.lg.jp